

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれのある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、県は次のとおりその責務を明らかにし、県の国民の保護に関する計画を作成する。

1 県の責務

県（知事及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 県国民保護計画の作成

知事は、その責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第34条の規定に基づき、県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を作成する。

3 県国民保護計画の目的等

(1) 県国民保護計画の目的

県国民保護計画は、県の国民保護措置の実施体制、県が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において県の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市町村の国民の保護に関する計画（以下「市町村国民保護計画」という。）及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画（以下「指定地方公共機関国民保護業務計画」という。）を作成する際の基準となるべき事項を定めることにより、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって、武力攻撃事態等において、県民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 県国民保護計画に定める事項

県国民保護計画には、国民保護法第34条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

- ・ 県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 県が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

- ・ 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
 - ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - ・ 上記のほか、知事が必要と認める事項
- (3) 県国民保護計画の対象となる者
県内に居住又は滞在している者
- (4) 県国民保護計画の対象地域
県内全域（県域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）
ただし、救援、避難施設の指定等、赤十字標章等の交付など、国民保護法第 184 条第 1 項の規定により指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の長が処理することとされている事務については、横浜市、川崎市は対象としない。

4 県国民保護計画の構成

県国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第 1 編 総論
- 第 2 編 平素からの備えや予防
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

5 県国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 県国民保護計画の見直し

県国民保護計画は、政府における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

県国民保護計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 県国民保護計画の変更手続

県国民保護計画の変更にあたっては、国民保護法第 37 条第 3 項の規定に基づき、県国民保護協議会に諮問の上、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議し、その同意を得た後、速やかに県議会に報告し、市町村長及び指定地方公共機関に通知するとともに、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、国民保護協議会への諮問及び内閣総理大臣への協議は要しない。

6 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとする。また、基本指針を踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

県は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、県民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、県は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、他の都道府県、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法について

は、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、県は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

9 地域特性への配慮

本県には、在日米軍や自衛隊の施設、都市化、人口の過密化が進行した大都市、京浜臨海部における石油コンビナート施設の存在等の地域特性があるが、県は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に特に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

1 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 市町村

- (1) 市町村国民保護計画の作成
- (2) 市町村国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）及び市町村緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡

- エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- (4) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (5) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局
 - 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局（神奈川農政事務所）
 - ア 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保

- (14)東京航空交通管制部
 - 航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15)東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - 気象状況の把握及び情報の提供
- (16)第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (17)関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (18)南関東防衛局（横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）
 - ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整
- 4 自衛隊
 - 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
- 5 指定公共機関
 - (1) 日本赤十字社
 - ア 救援への協力
 - イ 救援に関する団体、個人による協力活動の連絡調整
 - ウ 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
 - (2) (独)国立病院機構
 - 医療助産等救護活動の実施
 - (3) 公共的施設管理者（東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
 - (4) 電気事業者（東京電力(株)、電源開発(株)）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
 - (5) 東京瓦斯(株)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧

(6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)）

避難住民の運送の確保

(7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）

ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保

イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(8) 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船物流(株)）

緊急物資の運送の確保

(9) トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）

緊急物資の運送の確保

(10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、ソフトバンクモバイル(株)）

ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力

イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

(11) 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送）

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

(12) 日本銀行

ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(13) 郵便事業(株)

郵便物の送達確保

6 指定地方公共機関

(1) (社)神奈川県医師会、(社)神奈川県歯科医師会、(社)神奈川県薬剤師会、(社)神奈川県看護協会

ア 医療助産等救護活動の実施

イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

(2) 神奈川県道路公社

ア 道路の適切な管理

イ 道路の応急復旧

(3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)）

ア 施設の整備及び点検

- イ 被災地に対する燃料供給の確保
- ウ 被災施設の応急復旧
- (4) (社)神奈川県バス協会
避難住民の運送の確保
- (5) 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、横浜新都市交通(株)）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (6) (社)神奈川県トラック協会
緊急物資の運送の確保
- (7) 放送事業者（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）
 - 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 県の地理的、社会的特徴

県が国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な県の地理的、社会的特徴は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 地形

本県は、南関東平野の南西部に位置し、北側は山梨県及び東京都に、東側は一級河川多摩川をはさんで東京都に、西側は静岡県及び山梨県にそれぞれ接しており、南側は相模湾に面している。

地形は、大きく次の3つに分けることができる。

ア 西部の山岳地域

北には本県で最も古い地層からできた小仏山地と、県内で一番高い蛭ヶ岳（1,673メートル）をはじめ 1,300メートル前後の山々が連なる丹沢山地がある。その前面に秦野盆地、大磯丘陵が続いている。南西には三重式火山である箱根火山があり、酒匂川、狩川によって作られた足柄平野が、そのすそ野に広がっている。

イ 東部の丘陵、台地の地域

北には多摩丘陵、下末吉台地があり、東京都に面して多摩川低地が続いている。南には三浦半島があり、海岸線は屈曲に富み、いたるところにリアス式海岸が発達している。

ウ 平坦な中央地域

中央地域は、相模川を中心として、その両岸に平坦な段丘と低地が広がっている。北から相模原台地、扇状地性の愛甲台地、相模低地と続き、南は湘南砂丘地帯となって相模湾に臨んでいる。



(2) 海岸線

本県は、東京湾と相模湾に面しており、海岸線延長は、平成 17 年 3 月 31 日現在、42 万 8,618 メートルとなっている。

(3) 気象

本県は、西部に丹沢や箱根の山地をひかえ、東と南が平野と海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。

降水量は、乾燥した晴天が続く 12 月から 2 月は少なく、低気圧や前線又は台風の影響を受けやすい 6 月から 10 月が多い。

風向きは、10 月から 3 月は北から吹いてくることが多く、7 月と 8 月は南から吹いてくることが多い。

年平均気温	16.0
最高気温	35.3
最低気温	-2.2
年間降水量	1,856.0 ミリメートル

(平成 18 年、横浜地方気象台データ)

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本県の人口は、平成 18 年 10 月 1 日現在、883 万 7,640 人(男 446 万 3,639 人、女 437 万 4,001 人)で、全国人口の 6.9 パーセントを占め、東京都に次いで全国第 2 位となっている。

人口密度は、1 平方キロメートル当たり 3,658 人で、東京都、大阪府に次いで全国第 3 位の人口過密県となっている。

地域別の人口分布状況(総人口に占める割合)は、次のとおりである。

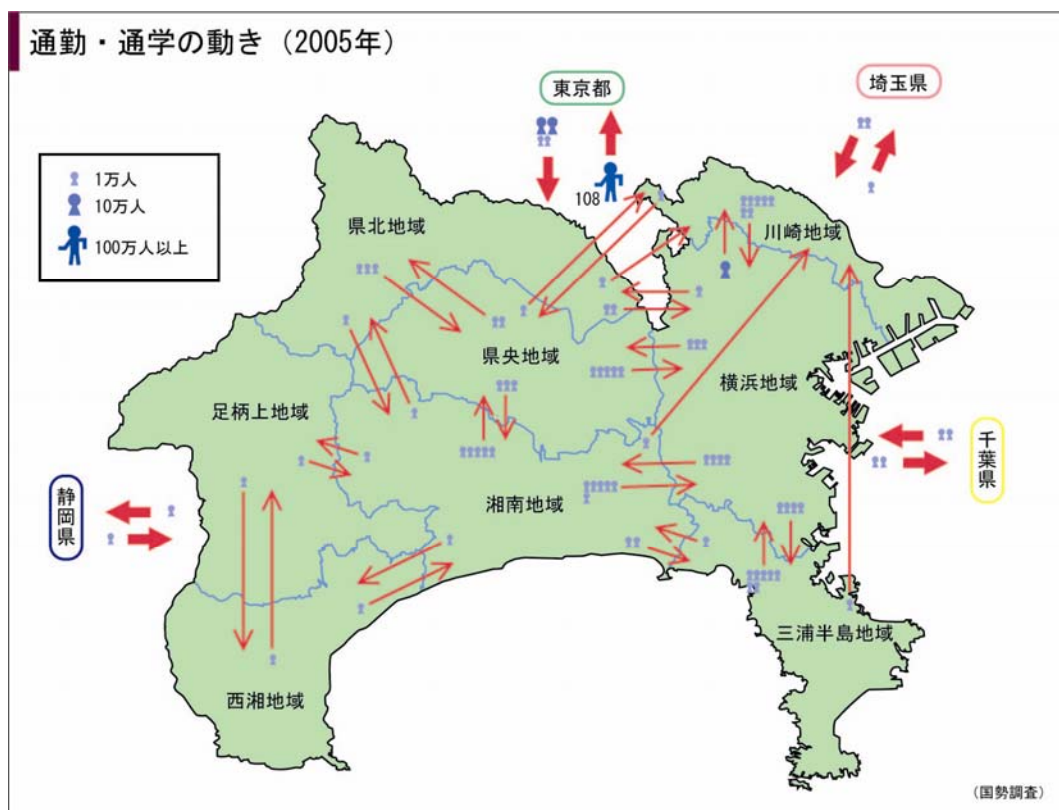
横浜地域	360 万 2,758 人(40.8 パーセント)
川崎地域	134 万 2,262 人(15.2 パーセント)
横須賀三浦地域	73 万 5,733 人(8.3 パーセント)
県央地域	82 万 5,742 人(9.3 パーセント)
湘南地域	126 万 6,481 人(14.3 パーセント)
足柄上地域	11 万 2,066 人(1.3 パーセント)
西湘地域	24 万 8,881 人(2.8 パーセント)
県北地域	70 万 3,717 人(8.0 パーセント)

また、平成 17 年国勢調査の結果では、昼間人口は 790 万 5,219 人、夜間人口は 875 万 3,034 人となっており、昼夜間人口比率は 90.3 である。

県内の市町村のうち、昼夜間人口比率が 100 以上となっているのは、7 市区町(横浜市西区、横浜市中区、箱根町、中井町、川崎市川崎区、厚木市、平塚市の順)で、最も高いのは横浜市西区の 198.8 となっている。

さらに、他県を従業地・通学地として本県から流出している人口は、114 万 3,167

人（うち通勤 100 万 2,452 人、通学 14 万 715 人）、本県を従業地・通学地として他県から流入している人口は、29 万 5,352 人（うち通勤 24 万 5,356 人、通学 4 万 9,996 人）で、流出超過人口は 84 万 7,815 人となっている。



(2) 土地

本県の面積は、平成 18 年 10 月 1 日現在、24 万 1,584 ヘクタールで、全国総面積の 0.64 パーセントを占め、香川県、大阪府、東京都、沖縄県に次いで、全国で 5 番目に狭い県となっている。

県の総面積のうち都市計画区域は、19 万 9,652 ヘクタールで、県の総面積の 82.6 パーセントとなっている。このうち、市街化区域面積は、9 万 3,171 ヘクタールで、県の総面積の 38.6 パーセントとなっている。

(3) 市町村

県内には、平成 19 年 4 月 1 日現在、19 市 13 町 1 村があり、そのうち、指定都市は、横浜市、川崎市の 2 市、中核市（地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市をいう。）は、横須賀市、相模原市の 2 市、特例市（地方自治法第 252 条の 26 の 3 第 1 項の特例市をいう。）は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市の 5 市となっている。

また、平成 19 年 4 月 1 日現在、保健所設置市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の政令で定める市をいう。以下同じ。）は、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市の 5 市となっている。

(4) 交通

ア 道路

本県には、高速自動車国道 2 路線をはじめ、一般国道 19 路線、主要地方道 58 路線（県道 48 路線、市道 10 路線）、県道 123 路線、市町村道等があり、その総延長は、平成 18 年 4 月現在、2 万 5,118 キロメートルである。

主要な道路としては、第一東海自動車道（東名高速）が、約 70 キロメートルにわたって県の中央部を東から西に横断している。このほか、県を東西方向に走る道路としては、一般国道 1 号、一般国道 246 号などがある。

一方、県を南北方向に走る道路としては、一般国道 129 号や、横須賀市から三浦半島を縦断し、横浜市、相模原市等を経て東京都へ至る一般国道 16 号などがある。なお、一般国道 16 号のうちの一部は、自動車専用道路の横浜横須賀道路や保土ヶ谷バイパスとなっている。



イ 鉄道

県内の鉄道は、平成 18 年 3 月 31 日現在、JR が 13 路線、延長 311.1 キロメートル、駅数 110 駅、私鉄が 21 路線、延長 295.8 キロメートル、駅数 236 駅、横浜市営地下鉄が延長 40.4 キロメートル、駅数 32 駅であり、平成 16 年度における県内各駅の 1 日平均合計乗車人員は約 687 万人となっている。

また、1 日平均乗車人員が 15 万人を超える駅は、横浜駅（102 万 6,793 人）、川崎駅（21 万 3,811 人）、藤沢駅（17 万 6,653 人）、武蔵小杉駅（15 万 8,913 人）となっている（平成 16 年度）。

ウ 港湾

本県には、東京湾・相模湾に7つの港湾がある。

東京湾には、特定重要港湾の横浜港・川崎港と重要港湾の横須賀港の3港があり、首都圏の産業・経済に重要な役割を果たしている。なお、これらは、各々の市が港湾管理者となっている。

また、相模湾には、ヨットハーバーを中心とした湘南港・葉山港、物流を中心とした大磯港・真鶴港の4つの地方港湾があり、これらは、県が港湾管理者となっている。

(5) 都市構造

ア 都市化

本県では、高度成長期に、横浜、川崎を中心とする各地で人口が急激に増加したこと等に伴い、住宅地の開発が行われ、市街化が進み、また、既成市街地の建物の密集化、高層化が進行するなど、都市化が進展している。

イ 産業活動

本県では、京浜臨海部をはじめ、内陸部に研究開発機能等を活かした試験研究機関や先端技術産業が立地し、都市部に業務施設が立地するなど、活発な産業経済活動が展開されている。

(6) 観光客

本県は、横浜、鎌倉、箱根・湯河原といった国際的な観光地を擁するほか、湘南、三浦半島、丹沢・大山など、特色ある観光地が形成されており、首都圏から気軽に訪れることができる地域として多くの観光客を集めている。

なお、平成17年中に本県を訪れた観光客の推計延人数は、1億6,115万8千人で、そのうち、日帰り観光客の推計延人数は1億4,840万4千人、宿泊観光客の推計延人数は1,275万4千人となっている。

(7) 在日米軍施設

本県には、平成19年3月31日現在、日米安全保障条約第6条に基づく地位協定により、アメリカ合衆国軍隊が使用している提供施設（いわゆる米軍基地）が15か所あり、その面積は約2,090万平方メートルで、県の総面積の約1パーセントを占めている。なお、多くの施設が、人口の密集した市街地に位置している。

また、県内の在日米軍施設には、駐留軍等労働者が、平成19年11月30日現在、9,111人在籍しており、全国（2万5,546人）の35.7パーセントを占め、全国第1位となっている。

(8) 自衛隊施設

本県には、主な自衛隊施設として、陸上自衛隊武山駐屯地、海上自衛隊横須賀地区、同厚木航空基地などが所在している。

(9) 危険物等の集積

ア 石油コンビナート施設

本県には、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に指定された 3 つの地区（京浜臨海地区、根岸臨海地区、久里浜地区）がある。

なお、特別防災区域全体の面積は、約 42 平方キロメートルで、全国の特別防災区域面積の約 10 パーセントを占めている。

イ 原子力関連施設等

本県には、原子力関連施設として、核燃料加工施設が 1 施設、試験研究用原子炉施設等が 2 施設ある。

(10) ダム

本県には、主要なダムとして、相模川水系に、相模ダム（相模湖）、城山ダム（津久井湖）及び宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）が、また、酒匂川水系に、三保ダム（丹沢湖）がある。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の4種類の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられる。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ N B C兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

県国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の分類の緊急対処事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃

- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
事態例

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来